

平成 25 年 9 月 6 日

各 位

宮古郡剣道連盟

北小学校体育館の使用について

平成 25 年 9 月 5 日午後 4 時から北小学校で上記の件について話し合いが行われました。学校から別紙の通り指示、指導等がありました。その結果、体育館使用について概ね下記の通りとなりましたので剣道連盟会員及び少年剣士親の会のご協力をお願いします。

記

1. 使用許可条件をしっかりと守り、授業等学校活動に支障がないようにする。
特に体育館内外（トイレを含む）の清掃、チリの持ち帰りを確実に実行する。
（タバコの吸殻が多い、幼稚園のごみが多い）
2. 時間外（特に 10 時以降）の使用を禁止する。
3. 土曜、日曜の使用は当分の間（9 月 1 日～12 月 31 日）は認めない。
4. 平日の使用は、3 期に分けて 3 回使用申請書を提出する。
剣道については、月、水、金（午後 7 時～8 時 30 分）の使用についてはできるだけ配慮する。
（学校行事等がある場合は学校行事を優先させる。）
5. 学校は全面禁煙である。（運動場を含めて）
6. 駐車場は校舎裏（運動場側）を使用する。体育館前は使用を禁止する。
7. 学校と利用者は連絡を密にし、適正な使用に努める。